

貿易管理	183
1. 2022 年度の貿易管理に関する主な動き（総論）	183
2. 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく貿易管理	183
2. 1. 安全保障分野での輸出管理	183
2. 2. 国際条約遵守のため等を行う輸出管理	186
2. 3. 輸入管理	186
2. 4. 対内直接投資の動向	187
2. 5. 為替管理	187
2. 6. 経済制裁	187
3. 外為法に基づく許可承認等手続の電子化	188
4. 経済連携協定（E P A）に基づく原産地証明制度	189
5. 貿易救済措置等	190
5. 1. 不当廉売関税、相殺関税、セーフガード	190
5. 2. 関税割当制度	190

貿易管理

1. 2022 年度の貿易管理に関する主な動き（総論）

貿易管理は、自由貿易に対して必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期すことを目的として実施するものである。

具体的には、（１）「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づく輸出入の審査、（２）経済連携協定（ＥＰＡ）に基づく原産地証明書を発給・作成するための原産地証明制度の整備・運用、（３）国内外の経済情勢などに合わせた不当廉売関税、セーフガード等の貿易救済措置の発動等を行っている。

以下、それぞれについて、2022 年度の貿易管理に関する主な動きについて報告する。

（１）外為法に基づく輸出入の審査

安全保障輸出管理に関しては、国際情勢の変化や国際輸出管理レジームに対応し、制度改正や運用面の見直しを行っている。具体的には、2022 年 12 月 6 日に、国際輸出管理レジームにおける合意等に基づき、最新のリスト改正が施行された。

また、北朝鮮に対する我が国の独自制裁については、拉致・核・ミサイル問題を受け、2016 年 12 月に閣議決定を行い、強化された。北朝鮮との輸出入全面禁止措置については、2021 年 4 月の期限延長の閣議決定に基づき、経済産業省においてはその厳格な実施を行っている。ロシア等に対しては、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講じた措置を踏まえ、貨物の輸出入等禁止措置を講じている。

さらに、防衛装備の海外移転については、2014 年 4 月に閣議決定された「防衛装備移転三原則」により、審査の手続きや基準が明確化された。以降、同原則に基づく運用を行っている。

（２）ＥＰＡに基づく原産地証明制度の整備・運用

2022 年度末時点で我が国においては 16 か国・4 地域との間における ＥＰＡが利用可能。事業者の利用を促進するため、2021 年度に引き続き、ＥＰＡに基づく原産地証明制度の普及・啓発を目的とした「原産地証明関連対策事業」

による相談窓口の設置やワークショップの開催等を行った。

（３）不当廉売関税等の貿易救済措置

貿易救済措置については、2023 年 3 月に中華人民共和国産電解二酸化マンガン（課税期間延長）に対する不当廉売関税の課税に関する調査を開始した。また、2022 年 12 月に大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税、2023 年 2 月に中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する課税期間延長を決定した。

2. 外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく貿易管理

2. 1. 安全保障分野での輸出管理

大量破壊兵器及び通常兵器の輸出管理に関しては先進国を中心とした国際輸出管理レジームの動向を踏まえつつ、外為法、外国為替令（外為令）、輸出貿易管理令（輸出令）の規定に基づき、国際的な平和及び安全の維持という観点から厳格に輸出管理を行っている。

北朝鮮によるミサイル発射や核実験に加え、東アジア諸国の軍事力の強化等の我が国を巡る安全保障環境の変化や昨今の国際的な技術流出の顕在化をふまえた、輸出企業の適正な事業活動の確保と、国際協調の下での厳格な安全保障貿易管理に取り組んだ。

新興技術の軍事転用可能性の高まりなどにより、機微技術管理の重要性が増していることを踏まえ、2021 年 11 月 18 日に外為法上の「みなし輸出」管理の運用明確化のための関連通達の改正を公布し、居住者への技術提供であっても外国政府等から強い影響を受けている状態にあると考えられる場合は、明確に「みなし輸出」管理の対象に位置づけ、「みなし輸出」管理の実効性の強化に取り組んだ。

また、不正輸出を未然に防止するため、同日に輸出者等遵守基準を定める省令を改正し、企業に対して海外子会社における管理強化や、需要者等の確認の適切な実施を求めるなど、安全保障貿易管理体制の一層の整備に取り組んだ。

（１）安全保障分野での輸出管理制度の概要

（ア）リスト規制

主に、ワッセナー・アレンジメント等の国際輸出管理レジームにおいて、規制の対象とする旨合意された貨物の輸

出及び技術の提供について経済産業大臣より個別の許可を必要とする。

(イ) キャッチオール規制

リスト規制に該当しない貨物の輸出及び技術の提供について、核兵器、生物・化学兵器、ミサイルといった大量破壊兵器等や通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣より個別の許可を必要とする。

(A) 大量破壊兵器キャッチオール規制

a 対象地域

グループ A¹を除く全地域

b 対象貨物

リスト規制に該当しない全品目（食料品、木材等は除く）

c 発動要件

用途・需要者に照らして、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合（客観要件）又は、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けた場合（インフォーム要件）。

(B) 通常兵器キャッチオール規制

a 対象地域

グループ A¹を除く全地域（ただし、国連武器禁輸国・地域とそれ以外の国・地域については、規制の発動要件が異なる。）

b 対象貨物

リスト規制に該当しない全品目（食料品、木材等は除く）

(C) 要件

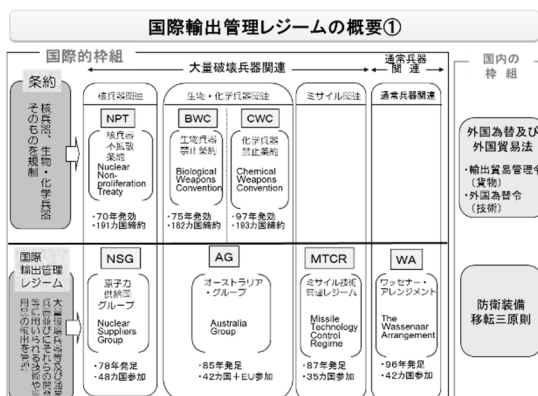
グループ A¹を除く全地域（国連武器禁輸国・地域を除く）については、インフォーム要件。

国連武器禁輸国・地域については、用途に照らして、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合（客観要件）又は、インフォーム要件。

1. 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国（26か国）

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国（アルファベット順）。（2022年度末時点）

<参考1> 国際輸出管理レジームの概要①



<参考2> 国際輸出管理レジームの概要②

	NSG (原子力供給国グループ)	AG (オーストラリア・グループ)	MTCR (ミサイル技術管理レジーム)	WA (ワッセナー・アレンジメント)
1. 規制対象品目	(1) 原子力関連用品・技術 ①核物質 ②原子炉・附属装置 ③重水・原子炉燃料 ④核燃料・再処理等プラント (2) 原子力関連輸用品・技術	(1) 化学兵器 ①化学兵器 ②化学兵器用製造設備 (2) 生物兵器 ①生物兵器 ②生物兵器用製造設備	(1) ロケット、無人航空機 (2) ロケット無人航空機に使用される推進剤・技術	(1) 武器 (2) 汎用品 ①先端材料 ②材料加工 ③エレクトロニクス ④コンピュータ ⑤通信関連 等
2. 発動年（日本の参加）	1978年（同年）	1985年（同年）	1987年（同年）	1996年（同年）
3. 参加国数	48か国	42か国＋EU	35か国	42か国
4. 参加国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、分ビエ、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国

<参考3> 外国ユーザーリストの公表

輸出する貨物の需要者又は提供する技術を利用する者が、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合には、用途、取引の態様・条件等からみて、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となる。

(ウ) 包括許可制度

貨物の輸出や役務の提供に係る経済産業大臣の許可を包括的に与える制度。

(A) 一般包括許可

貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、電子申請を前提とし、グループ A 向けを限定に一定の品目の輸出を包括的に許可する制度。

(B) 特別一般包括許可

貨物・技術の機微度が比較的低い品目について、グループ A 以外の国向けを含んだ一定の仕向地・品目の組合せの輸出を包括的に許可する制度。

(C) 特定包括許可

一定の仕向地・品目の組合せの輸出について、継続的な取引関係を行っている同一の相手方に対する輸出に限り、包括的に許可する制度。

(D) 特別返品等包括許可

日本において使用するために輸入された輸出令別表第1の1項に該当する貨物(武器)又はその貨物に内蔵された外為令別表の1項に該当する技術(プログラム)であって、不具合による返品、修理又は異品のためのみに輸出する貨物や技術について一括して許可する制度。

(E) 特定子会社包括許可

一定の仕向地・品目の組合せの輸出について、我が国企業の子会社向け(50%超資本)に対する輸出に限り、包括的に許可する制度。

(2) 国際輸出管理レジームにおける貢献

我が国は、NSG(Nuclear Suppliers Group:核兵器関連貨物及び役務)、AG(Australia Group:生物・化学兵器関連貨物及び役務)、MTCR(Missile Technology Control Regime:ミサイル関連貨物及び役務)、WA(Wassenaar Arrangement:通常兵器関連貨物及び役務)のすべての国際輸出管理レジームに参加している。2022年においては、中止となった会合も一部あったが、オンライン形式又は対面形式にて会合が開催され、我が国も参加した。会合において、規制対象貨物リスト及び規制対象役務リスト見直しの議論の状況確認及び、輸出管理制度や懸念調達活動に係る情報交換等を行った。

(3) 防衛装備の海外移転について

防衛装備の海外移転について、2013年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」を受け、武器輸出三原則等に代わる新たな原則として、2014年4月1日に「防衛装備移転三原則」を閣議決定し、防衛装備の海外移転に関する審査の手続や基準を明確化した。これに従い、国家安全保障会議で審議を行うとともに、経済産業省は、防衛装備の海外移転の許可の状況について、年次報告書を作成することとなっている。2021年2月19日には、2021年度分の許可状況についての8回目の報告書を取りまとめた。2021

年度の個別許可件数は全体で1,086件であり、案件の9割程度が自衛隊の装備品の修理等のためのものである。

(4) 輸出管理アウトリーチについて

大量破壊兵器等の拡散を効果的に防止し、国際社会の安全保障を確保するためには、アジア諸国が協力して厳格な輸出管理を実施することが不可欠である。このため、輸出管理制度の整備が遅れているアジア諸国に対し、制度導入に向けた支援の一環として、以下の輸出管理アウトリーチ活動を実施している。

(ア) アジア輸出管理セミナー

1992年度以降、アジア、欧米等の輸出管理政策担当部局を招へいし、毎年日本で開催してきた。輸出管理に係る経験やノウハウを共有し、輸出管理制度の整備に向けた方策や課題について理解を深めることで、アジア各国・地域における輸出管理の強化を支援することを目的としている。2022年度は2023年2月14日～2月15日に対面形式で開催した。輸出管理と経済発展、各国・地域の輸出管理取組状況、輸出管理を巡る新たな課題などについてと意見交換を行った。

(イ) セミナー・専門家派遣・招聘研修

2022年度は、以下のアジア諸国を対象とした産業界向けセミナー、専門家による研修を実施した。

シンガポール及び周辺国を対象に、現地企業及び日系企業に対し輸出管理の実効性向上を図ることを目的とした輸出管理セミナーを対面形式で開催した。また、フィリピンを対象に、政府職員向けの能力向上研修を実施した。同研修では、輸出許可申請の審査実務に関する講義やケーススタディ、違反事例の事後審査、税関との協力事例などの紹介をオンライン形式で行った。

(5) 安全保障分野での輸出管理の普及・啓発の促進

企業、大学・研究機関等に対する普及・啓発として、輸出関連企業等におけるCPの整備を通じた自主管理の支援を引き続き実施している。2021年度末時点で、CPを届け出た企業等は1,400社程度であった。

また、輸出関連企業等における安全保障貿易管理の徹底を図るため、2021年度は、新型コロナウイルスの影響下

での外為法における輸出管理の執行状況を確認する立入・書面検査を 90 件程度、安全保障貿易管理説明会を 60 回程度実施した。併せて、企業の大多数を占める中小企業への普及・啓発及びアドバイザーによる輸出管理体制の構築支援等を行った。このほか、今般、安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていることや、みなし輸出管理の運用を明確化することを踏まえ、輸出者等遵守基準を定める省令を改正するとともに、関係通達を改正した（2021 年 11 月 18 日公布、2022 年 5 月 1 日施行）。これらの改正を踏まえ、安全保障貿易管理制度の概要や輸出等に際して輸出事業者が実施すべきこと等を取りまとめ、企業内の法令遵守体制の構築に向けた取組を促進することを目的として策定・公表した「安全保障貿易管理ガイダンス（入門編）」を 2022 年 3 月に改訂した。

加えて、大学等における輸出管理の強化のため、「大学等向け安全保障貿易管理説明会」を開催するとともに、大学等の輸出管理の知見を有するアドバイザーを 107 の大学等に 283 回派遣した。これにより、安全保障貿易管理体制が未構築又は構築したものの運用が十分でない大学等に対し体制構築や運用改善の支援等を行った。

また、大学等において体制構築や運用改善に役立てていただくため、実務で生かせる具体的な知識・技能の習得を目的とした「大学等輸出管理担当者向け講習会」を開催した。併せて、監査の一般的な実施手順と、特徴的な取組を行っている大学の事例を紹介した「大学・研究機関における安全保障貿易管理に関する事例集〔監査編〕」を 2022 年 7 月に公表するとともに、安全保障貿易管理の基本的な事項を理解するための「大学・研究機関の教職員向け e-ラーニング」（動画・日本語版）をみなし輸出管理の運用明確化等の制度改正を踏まえて 2023 年 3 月に改訂・公表した。

2. 2. 国際条約遵守のため等に行う輸出管理

外為法第 48 条第 3 項及び輸出令の規定に基づき、国際収支の均衡を維持するため、外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は外為法第 10 条第 1 項の閣議決定を実施するため、輸出管理を行っている。

具体的には、国際社会が持続可能な開発や適正な経済活

動を維持するための様々な国際約束に基づく輸出管理、国内需要確保のための輸出管理（血液製剤等）、輸出急増等防止のための輸出管理（漁船）等を、輸出令等の規定に基づきそれぞれの輸出管理の目的を履行する観点から実施している。

2022 年度における輸出承認件数については、例えば野生動植物の保護を目的としたワシントン条約の規制対象種について、2,933 件の輸出承認を行った。また、特定有害廃棄物の汚染防止を目的としたバーゼル条約の規制対象貨物について、120 件程度の輸出承認を行った。他にも、有害化学物質の適正管理（ストックホルム条約、ロッテルダム条約、水俣条約）、紛争ダイヤモンドの管理（キンバリープロセス）、麻薬原料物質等の管理、オゾン層の保護（モントリオール議定書）等に基づく輸出管理等、2022 年度も厳格な輸出管理を実施した。

2. 3. 輸入管理

外為法第 52 条及び輸入貿易管理令（輸入令）の規定に基づき、外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は外為法第 10 条第 1 項の閣議決定を実施するため、次の輸入管理を行っている。2022 年度も輸入令等の規定に基づき、それぞれの輸入管理の目的を達成する観点から、厳格な輸入管理を実施した。

（1）輸入割当・承認（輸入令第 9 条、第 4 条第 1 項第 1 号）

特定の貨物の輸入について、輸入者に対し輸入することのできる数量又は価額を経済産業大臣が割当てる制度である。輸入者が輸入割当対象品目を輸入する際には、割当と承認を受ける必要がある。2022 年度の件数は、例えば水産物輸入割当が 2,450 件、特殊輸入割当・承認が 612 件、ワシントン輸入承認が 820 件であった。

（2）2号承認（輸入令第 4 条第 1 項第 2 号）

特定の地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物の輸入について経済産業大臣の承認を必要とする制度である。2022 年度の件数は、例えばさけ及びます並びにこれらの調製品が 671 件であった。

（３）２の２号承認（輸入令第４条第１項第２号）

全地域を原産地又は船積地域とする特定の貨物の輸入について経済産業大臣の承認を必要とする制度である。2022年度の件数は、例えば機械類が2,400件程度であった。

（４）事前確認・通関時確認

（ア）事前確認（輸入令第４条第２項）

特定の貨物を輸入する際に、事前に当該貨物所管大臣の確認を必要とする制度である。2022年度の件数は、例えばめろが30件、冷凍のかにかが1,678件であった。

（イ）通関時確認（輸入令第４条第２項）

特定の貨物を輸入する際に、通関時に一定の書類を税関に提出することを必要とする制度である。

２．４．対内直接投資の動向

外国投資家（外為法第26条）に該当するものが、

（１）国の安全等を損なう事態を生ずるおそれがある対内直接投資等に係る業種として告示で定めた業を行う我が国企業に対して対内直接投資等を行う場合（外為法第27条）

（２）国の安全を損なう事態を生ずるおそれがある特定取得に係る業種として告示で定めた業を行う我が国企業に対して特定取得を行う場合（外為法第28条）

のいずれかに該当するとき、所定の例外に該当する場合又は事前届出免除制度（免除基準遵守を前提に、株式等の取得時における事前届出を免除し事後報告で足りるとする制度）を利用する場合を除き、事前届出が必要となる。経済産業省においては、事業所管省庁の一つとして、国の安全等の観点から届出内容について審査を行っている。

２．５．為替管理

（１）支払等〔許可〕

外為法第16条第１項に基づく外国為替令（外為令）第6条第１項の規定により、

（ア）我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき、

（イ）外為法第10条第１項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときは、財務大臣又は経済産業大臣の支払等の許可を必要としている。

（２）特定資本取引〔許可〕

外為法第24条第１項に基づく外為令第15条第１項の規定により、

（ア）我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、外為法の目的を達成することが困難と認めるとき、

（イ）外為法第10条第１項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときは、経済産業大臣の特定資本取引の許可を必要としている。

（３）役務取引等〔許可〕

（ア）外為法第25条第１項に基づく外為令第17条の規定により、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を、特定の外国において提供することを目的とする役務取引等は、許可制とされている。

（イ）外為法第25条第５項に基づく外為令第18条第１項の規定により、次の役務取引は許可制とされている。

※鉱産物の加工若しくは貯蔵、放射線を照射した核燃料物質の分離若しくは再生又は放射性廃棄物の処理に係る役務取引

（ウ）外為法第25条第６項に基づく外為令第18条第３項の規定により、

（Ａ）我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、外為法の目的を達成することが困難と認めるとき（※）、

（Ｂ）外為法第10条第１項に基づき我が国の平和及び安全の維持のため閣議決定が行われたときの役務取引等は、財務大臣又は経済産業大臣の許可を必要とする。

※宇宙開発に関する日米の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術の提供、ロシア及びベラルーシ向け輸出禁止措置の対象の一部に関連する技術提供。

２．６．経済制裁

懸念国の核・ミサイル問題や武力紛争等を解決する観点から、外為法に基づき、北朝鮮、シリア、ロシア等に対する経済制裁を講じている。

（１）北朝鮮に対する経済制裁措置

北朝鮮による日本人の拉致や 2006 年以降数次にわたる核実験等、また、2012 年以降重なる弾道ミサイル発射及び核実験実施を受け、国連安保理決議や外為法第 10 条第 1 項などに基づき、以下の措置を講じ、執行している。

（ア）資産凍結措置等

国連安保理決議に基づき、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者への資産凍結及び北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動に寄与する目的で行われる支払等及び特定資本取引の禁止措置を講じている。さらに、北朝鮮をめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連計画その他北朝鮮に関連する国連安保理決議により禁止された活動等に関与する者に対しても資産凍結等の措置を講じている。2022 年度末時点でこれら資産凍結等の措置の対象は、261 団体・個人であった。

また、2016 年 2 月には北朝鮮向け送金を原則禁止する措置、同年 12 月には、資産凍結として支払の受領を禁止する措置を講じた。

（イ）輸出入全面禁止措置

北朝鮮をめぐる諸般の事情を勘案し、安保理決議に基づく制裁措置及び我が国独自の措置として、以下の措置について、閣議決定及び国会の事後承認を行った。

- ・ 2006 年 10 月より、北朝鮮貨物の輸入全面禁止
- ・ 2006 年 11 月より、奢侈品、大量破壊兵器等関連貨物の輸出禁止
- ・ 2009 年 6 月より、輸出全面禁止

上記措置を講じたことにより、2009 年 6 月 18 日以降、北朝鮮との輸出入は人道目的等に該当する場合を除き、全面禁止となっている。

（２）ロシア等に対する関連措置

ロシアによるウクライナへの侵略に対し、我が国は米国

及び欧州諸国と連携しつつ、外為法に基づき、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシア等への貨物の輸出入等禁止措置及び資産凍結等の措置を講じた。

（ア）ロシアへの輸出等禁止措置

- ・ 国際輸出管理レジームの対象品目（工作機械・炭素繊維等）、軍事能力等の強化に資する汎用品（半導体・通信機器等）、化学兵器等関連物品、先端的な物品等（量子コンピュータ・3Dプリンタ等）、産業基盤強化に資する物品（貨物自動車・ブルドーザ等）、石油精製用の装置等、奢侈品（高級自動車・宝飾品等）の輸出等禁止措置

- ・ 特定団体（軍事関連団体）への輸出等禁止措置

※一部品目はベラルーシへの輸出等も禁止

（イ）ロシアからの輸入禁止措置

- ・ 一部物品（アルコール飲料、木材、機械類・電気機械、上限価格を超える原油及び石油製品）の輸入禁止措置

（ウ）その他の輸出入禁止措置

- ・ 「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）との間の輸出入の禁止措置

（３）テロリスト等に対する経済制裁措置

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第 1267 号、第 1333 号、第 1390 号、第 1988 号及び第 1989 号に基づき、同理事会制裁委員会により指定されたタリバーン関係者及びその他のテロリスト等に対し資産凍結等の措置を講じてきている。

2022 年度末時点で当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計 517 個人・団体であった。

3. 外為法に基づく許可承認等手続の電子化

外為法に基づく許可承認等の手続の多くは輸出入・港湾関連情報処理システム（以下、NACCS（ナックス）という）によりオンライン化されている。NACCS（Nippon Automated Cargo and port Consolidated System）とは、我が国の年間 12,262 万件的輸出入（2021 年の税関の輸入

許可件数 9,562 万件、輸出許可件数 2,700 万件的合計)に伴う税関その他関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務を一元的に処理する、年間処理件数 6.8 億件、参加企業 12,000 社、稼働率 100%のシステムである。輸出入・港湾関連の各省庁の情報システムも 2007 年から順次 NACCS に統合されている。

外為法に基づく許可承認等手続のオンライン化は、経済産業省が独自に開発した「貿易管理オープンネットワークシステム(JETRAS: Japan Electronic open network TRade control System)」による 2000 年 2 月のサービス開始が始まりである。その後、輸出入・港湾関係の情報システムは NACCS に統合していくという政府の方針の下、JETRAS は 2010 年 2 月に「NACCS 貿易管理サブシステム」として NACCS に統合された。2020 年 6 月にはハードウェアの共有やデータ連携をこれまで以上に高めた統合版「NACCS 外為法関連業務」がリリースされた。

近年、コロナ禍への対応を通じ、対面でのやりとりを必要としないデジタル社会の構築が、国民生活の利便性の向上だけでなく、緊急時への対応の観点からも重要であることが認識されている。デジタルトランスフォーメーション推進・業務効率化・働き方改革・テレワークなど急速に進行する潮流を踏まえ、手続のデジタル化・オンライン化の加速を通じ、利便性が高く、かつ、様々な危機にも順応性の高い社会構造への転換を進めることが急務となっている。外為法に基づく許可承認等の手続においても、2020 年度はワシントン関連貨物の申請項目の見直し(削減)、バーゼル移動書類交付申請手続きの電子化等の更なるシステム改善を行った。また、2022 年 7 月に輸出令別表第 1 に係る輸出許可申請は原則電子申請のみで受け付けることになった。その結果、2022 年度の電子申請利用率は 73%、同電子通関率は 88%に達した。

4. 経済連携協定(EPA)に基づく原産地証明制度

「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(2005 年 4 月発効)」を始めとする経済連携協定においては、我が国と相手国との間で取引される物品について、

(1) WTO(世界貿易機関: World Trade Organization)協定に基づく最恵国税率よりも低い特惠税率が適用され

る原産品を認定するための要件(原産地規則)

(2) 原産品であることを証明する原産地証明書の発給・確認の手続

等が規定されている。

我が国において発効済みの EPA において導入している原産地証明制度は、以下のとおりである。

- ・第三者証明制度(輸出国政府(又は輸出国政府が指定する発給機関)が原産地証明書(第一種特定原産地証明書)を発給する制度)
- ・認定輸出者自己証明制度(輸出国政府による認定を受けた輸出者自らが原産地証明書(第二種特定原産地証明書)を作成できる制度)
- ・自己申告制度(輸出者、生産者又は輸入者が自ら原産地証明書を作成できる制度)

第三者証明制度は、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)11 協定、日 EU(欧州連合)EPA、日英 EPA 及び日米貿易協定を除く、我が国において発効済みの経済連携協定において導入されており、日シンガポール EPA 以外では経済産業大臣が経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(以下「原産地証明法」という。)に基づき指定した発給機関である日本商工会議所が第一種特定原産地証明書の発給業務を実施している(日シンガポール EPA は各地の商工会議所が発給している。)。2022 年度の第一種特定原産地証明書の発給件数は、407,735 件であった(2020 年度: 255,223 件、2021 年度: 305,268 件)。

認定輸出者自己証明制度については、日スイス EPA、日ペルー EPA、日メキシコ EPA 及び RCEP 協定の 4 協定においてのみ導入されており、経済産業大臣が原産地証明法に基づき、輸出者の認定を行っている。同認定に基づき、輸出者自らが原産地証明書を作成することができる。

自己申告制度については、我が国において発効済みの経済連携協定のうち、日オーストラリア EPA、TPP 11 協定、日 EU EPA、日英 EPA、日米貿易協定(輸入者自己申告制度のみ)及び RCEP 協定においてのみ導入されており、上記原産地証明法に基づく輸出者の認定を受けることなく、輸出者、生産者又は輸入者が自ら原産地証明書を作成することができる。

2021 年度に引き続き、「原産地証明関連対策事業」の 2022 年度予算措置を講じ、経済連携協定に基づく原産地

証明制度に関するセミナー等を開催した。加えて、同制度に関する普及啓発活動を行うとともに、輸出者等が原産地証明制度を円滑に活用できるようにするため、輸出者等からの相談に対応する窓口を設置した。

5. 貿易救済措置等

5. 1. 不当廉売関税、相殺関税、セーフガード

・不当廉売関税（「関税定率法」第8条）

不当廉売関税制度とは、不当廉売された貨物の輸入が我が国産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、または我が国産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該我が国産業を保護するため、必要があると認められる場合に、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額と同額以下の関税を賦課するものである。

2022年度においては、2023年3月に中華人民共和国産電解二酸化マンガン（課税期間延長）に対する不当廉売関税の課税に関する調査を開始した。また、2022年12月に大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する不当廉売関税の課税、2023年2月に中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに対する課税期間延長を決定した。

5. 2. 関税割当制度

（1）輸入数量制限の撤廃及び関税割当制度の導入の経緯

我が国は、米国及びEU（当時EC）とのGATT（関税と貿易に関する一般協定）28条交渉の合意に基づき、1986年4月、皮革・革靴等の輸入割当制度（IQ）を撤廃し、関税割当制度（TQ）を導入した。

また、2005年には日メキシコEPAに基づく「皮革・革靴」、「くえん酸及びくえん酸カルシウム」の関税割当制度も導入された。皮革・革靴のTQについては、同EPAの取決め（合意）に基づき2014年度をもって廃止され、現在は、「くえん酸及びくえん酸カルシウム」のみとなっている。

（2）関税割当制度の概要

本制度は「関税定率法」第9条の2及び「関税暫定措置法」第8条の5第2項に基づき、特定の物品について2段

階の関税率を定め、一定数量（関税割当数量）の範囲内での輸入に対し、低い関税率を適用するものである。経済産業省では、皮革（①牛馬革（染着色等したもの）、②牛馬革（その他のもの）、③羊革・やぎ革（染着色等したもの）、④革靴（革製及び革を用いた履物（スポーツ用のもの及びスリッパを除く。））の4品目の割当てを2022年度も実施した。なお、関税割当数量は、「関税割当制度に関する政令」において定められており、2022年度の割当数量及び申請件数は、以下のとおり。

①牛馬革（染着色等したもの）

割当数量：1,466千㎡、申請件数：94件

②牛馬革（その他のもの）

割当数量：214千㎡、申請件数：20件

③羊革・やぎ革（染着色等したもの）

割当数量：1,070千㎡、申請件数：31件

④革靴

割当数量：12,019千足、申請件数：805件

また、日メキシコEPAに基づく「くえん酸及びくえん酸カルシウム」の割当てを2022年も実施した。割当数量は同EPAにおいて定められており、2022年度の割当数量及び申請件数は、以下のとおり。

割当数量：200トン

申請件数：0件（申請実績なし）